

大阪市設計・施工一括発注方式及び詳細設計付 工事発注方式運用ガイドライン

令和8年 11 月

大 阪 市

目 次

1	はじめに — DB方式の概要・意義 —	1
2	設計・施工一括発注方式 / 詳細設計付工事発注方式	3
3	DB方式の対象事業	4
4	事業者の選定方式（総合評価落札方式のタイプ）	7
5	低入札価格調査（調査基準価格・価格による失格基準）	8
6	標準発注フロー	9
7	その他（CM方式の活用）	13

1. はじめに — DB方式の概要・意義 —

1-1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「大阪市設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式運用要領（令和8年10月5日制定）」（以下「運用要領」という。）に基づき、設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式（以下「DB方式（Design-Build方式）」という。）を実施するための基本的な運用事項を示すものである。

また、DB方式による場合の事業者の選定方式は、後述のとおり総合評価落札方式によることから、本ガイドラインに記載のない事項は、「大阪市公共工事総合評価落札方式運用ガイドライン」（以下「総合評価ガイドライン」という。）による。

なお、今後実施するDB方式の結果を踏まえ、本ガイドラインについても適宜見直しを図っていくものとする。

1-2 DB方式の概要・意義

(1) 背景

本市の工事発注については、大阪府中小企業振興基本条例（平成23年条例第59号）の趣旨を踏まえ、設計と施工を分離して発注することを原則とし、これまで、DB方式については、設計段階からの工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性、環境に関する性能及びライフサイクルコスト等の高度な技術提案を要する工事を対象として実施してきた。

一方、近年、市設建築物の改修事業量の増加や、ライフラインの老朽化対策として水道管、下水道管等の更新の大幅なペースアップに対応していく必要があり、従来の発注方式では対応が困難な事例もでてきており、設計と施工を一括して同一の請負人に発注するDB方式の採用も検討していく必要がある。

(2) 意義

公共工事の調達にあたっては、民間企業の有する高い技術力を有効に活用することにより、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながることを期待される。DB方式のメリット・デメリットは次のとおりである。

【DB方式のメリット・デメリット】

メリット	デメリット
○効率的・合理的な設計・施工の実施 ・設計と製作・施工（以下「施工」という）を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。 ・設計と施工を分離して発注した場合に比べて発注業務が軽減されるとともに、設計段階から施工の準備が可能となる。	○客観性の欠如 ・設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくい。
○工事品質の一層の向上 ・設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術の導入が促進される。 ・技術と価格の総合的な入札競争により、設計と施工を分離して発注した場合に比べて、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。	○受発注者間におけるあいまいな責任の所在 ・契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、工事途中段階で調整しなければならなくなったり、（発注者のコストに対する負担意識がなくなり）受注者側に過度な負担が生じることがある。
	○発注者責任意識の低下 ・発注者側が、設計施工を“丸投げ”してしまうと、本来発注者が負うべきコストや工事完成物の品質に関する国民に対する責任が果たせなくなる。

＊ 「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（平成21年3月国土交通省）を引用し作成

(3) DB方式の活用

発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、多様な入札契約方式の中から適切な方法を選択し、又は組み合わせることができる。（公共工事の品質確保の促進に関する法律第14条）

しかしながら、DB方式はあくまで分離分割発注方式の例外的な運用であり、単に“設計に要する期間を短縮できる”といった本市の都合のみで選択するのではなく、事前に十分な市場調査が必要である。

このため、DB方式の選定にあたっては、メリット・デメリットを十分に考慮し、不調リスクや競争性の確保の観点からも、DB方式を採用することが真に妥当であるかを慎重に判断すること。

(4) 契約の締結権限等

DB方式については、運用要領第5条のとおり、総合評価落札方式（高度技術提案型、標準型又は簡易型）にて事業者を選定することとなる。

そうしたことから、DB方式による場合の契約締結権限は、契約規則第3条第3項の規定に基づき工事主管局長が有し、入札手続きは契約管財局が実施する。

（引用／総合評価ガイドライン：8(1) 契約の締結権限等）

契約締結権限については、技術提案、施工計画等を評価する、簡易型、標準型及び高度技術提案型を適用する案件については、主管局長が有するものとし、定量的な工事実績などを評価する特別簡易型については契約管財局長が有するものとする。ただし、価格の決定にかかる入札手續については、別に定めがあるものを除き、契約管財局長の事務として留保する。

したがって、各タイプに応じた事務手續の担当部局については、次のとおりとなる。

〔 総合評価落札方式タイプ別 担当部局区分 〕

	特別簡易型	簡易型・ 標準型・高度技術提案型
技術提案等の審査・評価	主 管 局・契約管財局 ^(※1)	主 管 局
入 札 手 続	契約管財局	契約管財局
契 約 手 続	契約管財局 ^(※2)	主 管 局

(※1) 工事の施工実績及び配置予定技術者の施工経験は主管局、それ以外は契約管財局

(※2) 他に定めのあるものを除く

2. 設計・施工一括発注方式 / 詳細設計付工事発注方式

2-1 設計・施工一括発注方式 / 詳細設計付工事発注方式

設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式の定義は次のとおりである。

方式	定義
設計・施工一括発注方式	構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式
詳細設計付工事発注方式	構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定したうえで、施工のために必要な詳細設計（仮設を含む。）を施工と一括して発注する方式

2-2 本市におけるDB方式（DB方式の範囲）

設計・施工分離発注方式を原則としているなか、設計と施工を一括で発注する場合であったとしても、発注においては、目的物に対する本市の意向をより明確化し、施工に適切に反映させる必要があることから、基本設計は分離し、詳細設計（実施設計）と施工を一括で発注する方式（詳細設計付工事発注方式）を基本とする。

ただし、次のような場合は、基本設計を含めた設計・施工一括発注方式を採用することができることとする。

- ・目的物の構造形式・主要諸元や施工方法が事業者の高度・特殊な技術によって大きく左右され、本市において標準的な基本設計を定めることが困難な場合
- ・詳細設計付工事発注方式に比べ、設計・施工一括発注方式を採用する方が競争性の向上が見込まれる場合
- ・設計や監督等を担当する技術職員の体制確保が困難な所属で発注する場合

発注方式	事業者の別	事業段階（調達範囲）		
設計・施工分離方式	設計業者	基本設計	詳細（実施）設計	
	工事業者			施工
設計・施工一括発注方式 〔基本設計からの 設計施工一括発注方式〕	設計業者			
	工事業者	基本設計	詳細（実施）設計	施工
詳細設計付工事発注方式 〔実施（詳細）設計からの 設計施工一括発注方式〕	設計業者	基本設計		
	工事業者		詳細（実施）設計	施工
E C I 方式 〔設計段階から施工者が 関与する方式〕	設計業者	基本設計	詳細（実施）設計	
	工事業者		技術協力	施工

3. DB方式の対象事業

3-1 対象事業

DB方式の対象事業は、次のいずれかに該当する事業とする。（運用要領第3条）

（第3条第1号）

目的物の施工にあたり、事業者それぞれが高度又は特殊な技術力を有し、その技術力によって施工方法等が異なるため、本市が標準的な設計を定めることができないもの。

事業者が各々特殊工法や特許等を有しており、複数の施工方法や設計が想定される場合で、本市が標準的な設計を定めることにより、同じ目的物を施工可能な事業者がいるにもかかわらず入札参加機会を制限し、結果として、入札における競争性が担保できない恐れがあるもの。

（例）

- ・上下水道施設の再整備や港湾等の物流施設の工事など、民間における施工技術開発が著しく、事業者ごとに設計技術が施工技術と一体で開発されており、一括発注しないと施工が難しいもの
- ・仕様がメーカーにより異なる設備を含む施設の整備工事において、設備の仕様により、その他の一体不可分の付帯工事の設計が異なるため一括で発注せざるを得ないもの
- ・施工現場条件が特殊であり、事業者の得意とする工法や技術により設計が異なるもの

（第3条第2号）

早急に工事を完成させなければ市民生活又は本市の重要な施策の進捗等に支障を及ぼす恐れがあると認められ、設計と施工を一体で発注することにより、他の方式に比して経済的、合理的な施工が可能と認められるもの。

- (1) 本号が適用できる場合は、次の場合のような、特に緊急性が高く、早期に完成させなければ市民生活又は本市の重要な施策の進捗等に支障を及ぼす恐れがあるものを対象とする。

（例）

- ・国を挙げて推進する大規模な事業や本市の重要な施策を推進するために必要な事業において、目的物を早急に完成させなければならない場合
- ・当初が設計・施工分離型発注で事業を計画していたものの、社会情勢の急激な変化により、当初の計画より大幅に施工計画を見直さなければならないが、施設の開設時期が迫っており、あらためて設計を行う時間的余裕がない場合

- (2) (1)に加え、PFIやECI方式等、他の発注方式と比較検討を行い、コストの縮減や期間の短縮が図られるなど、DB方式によることで経済的、合理的な施工が可能認められる場合に採用することができる。

（例）

- ・事業者の技術力の活用により、工程の一部省略や別の手法への転換等、市が想定した設計による工事費より削減が期待できる場合
- ・発注準備の手続きも含めた期間短縮が期待できる場合

(第3条第3号)

前2号のほか、特に設計と施工を一体で発注する必要があると認められるもの。

DB方式による発注にあたっては、対外的な説明が求められることも踏まえ、第3条第1号又は第2号に該当する案件を対象とすることを前提とするが、やむを得ない事由があるとして、「建設工事及び測量・建設コンサルタント等契約業者資格審査委員会」の審議を経て認められた場合には対象とすることができる。

(例)

- ・市設建築物の整備等において、設計や監督等を担当する技術職員の体制確保が困難な所属で発注する場合

3-2 対象事業の決定（DB方式の採用）

DB方式で発注を行うことについては、「建設工事及び測量・建設コンサルタント等契約業者資格審査委員会」の審議を経て決定する。（運用要領第4条）

(参照／建設工事及び測量・建設コンサルタント等契約業者資格審査委員会設置規程)

●組織（第2条）、対象契約（第3条）

名称	対象契約	委員長	委員
第1資格 審査委員会	・WTO適用事業 ・予定価格が6億円を 超える工事	契約管財局長	契約管財局契約部長 契約管財局契約部契約課長 契約管財局契約部制度課長 契約管財局契約部契約課長代理 契約管財局契約部制度課長代理 契約請求局局长 契約請求局担当部長 契約請求局設計担当課長 契約請求局連絡調整担当課長
第2資格 審査委員会	上記以外	契約管財局 契約部契約課長	契約管財局契約部制度課長 契約管財局契約部契約課長代理 契約管財局契約部制度課長代理 契約請求局設計担当課長 契約請求局連絡調整担当課長

●調査審議事項（第4条）

- (1) 一般競争入札に付そうとする場合における入札参加資格の決定に関すること
(略)
- (6) 設計及び施工の一括発注（DB方式）に関すること

3-3 留意事項

DB方式を含むPPP/PFI手法の導入にあたっては、「大阪市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」に基づき検討を行う必要がある。

なお、「大阪市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」の優先的検討の対象とならない事業であっても、DB方式のメリット・デメリットを十分に考慮し、他方式（分離発注、PFI、ECI方式等）との比較を踏まえ判断すること。

また、DB方式については、受注者において設計・施工それぞれの体制やノウハウ等が必要となり、対応可能な事業者も限られる傾向にあることから、不調リスクや競争性確保の観点からも、事前に十分な市場調査を実施し、DB方式を採用することが真に妥当であるかを慎重に判断すること。

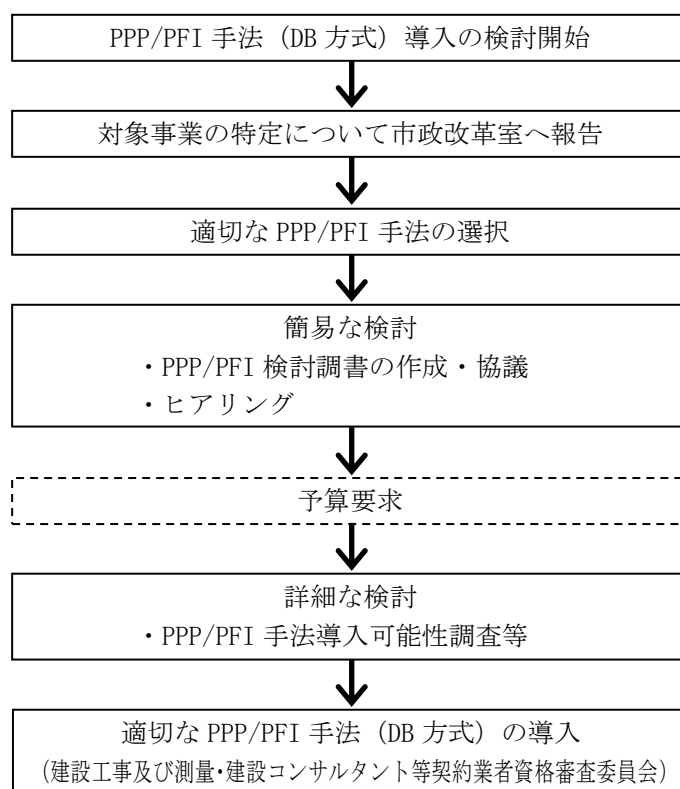
市場調査の方法としては、マーケットサウンディングや複数事業者へのヒアリング等が考えられるが、特定の事業者が有利とならないよう十分に留意すること。

【大阪市PPP/PFI手法導入優先的検討について】

大阪市PPP/PFI手法導入優先的検討規程により、「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）」については、最適な事業手法導入を図るための優先的検討を行う必要がある。

事業所管局において、優先的検討の対象となる事業を特定したときは市政改革室に報告するとともに、「PPP/PFI検討調書」により市政改革室と協議※することとされており、遺漏なく実施すること。

※専門的な外部コンサルタントの活用など導入に向けた検討予算を要求する場合は、簡易な検討（PPP/PFI検討調書の作成）を経たうえで実施することとされているので留意すること。



(参照)

- ・ 大阪市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程
- ・ 大阪市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引

4. 事業者の選定方式（総合評価落札方式のタイプ）

DB方式では、技術提案等を求める総合評価落札方式を採用する。

国土交通省の「設計・施工一括発注方式実施マニュアル（案）」によると、DB方式による場合の事業者の選定方式（総合評価落札方式のタイプ）は高度技術提案型を原則としている。

しかしながら、高度な技術提案を求める工事（技術的工夫の余地が大きい工事）以外においてもDB方式の採用を検討せざるを得ない案件もでてきている。

本市では、DB方式の範囲に応じて次のとおり適用する。（運用要領第5条）

発注方式（DB方式の範囲）	総合評価落札方式のタイプ
設計・施工一括発注方式	高度技術提案型、標準型 又は 簡易型
詳細設計付工事発注方式	

総合評価落札方式のタイプの決定は、工事主管局において設置する技術審査委員会の審議により決定し、事業請負契約請求又は請負業者決定依頼時に契約管財局に通知すること。

なお、事前に契約管財局契約部と十分に調整しておくこと。

（引用／総合評価ガイドライン：3 総合評価落札方式のタイプ）

（1）特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等で量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価するもの

（2）簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、入札者が提示する簡易な施工計画、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等の評価項目と入札価格とを総合的に評価するもの

（3）標準型

技術的な工夫の余地の大きい工事について、施工上の工夫等の技術的な提案及び業者の技術力等と入札価格とを総合的に評価するもの

（4）高度技術提案型

高度な技術提案を要する工事について、設計段階からの工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性、環境に関する性能及びライフサイクルコスト等の技術提案と入札価格とを総合的に評価するもの

5. 低入札価格調査（調査基準価格・価格による失格基準）

DB方式では総合評価落札方式を採用することから、低入札価格調査制度を適用することとなる。
（大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領第9条・第10条）

「調査基準価格」及び「価格による失格基準」については、下記の規定に基づき算定することとなるが、算定項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理等）に対応する設計業務委託費の費目は公告文等に明記すること。

	算定根拠
調査基準価格	工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領 第5条・第6条
価格による失格基準	大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領 第10条・別表

（公告文等への記載例）

○ 低入札価格調査

- （1）評価順位の最も高い者の入札が、調査基準価格を下回る場合には、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」による低入札価格調査を行う。
- （2）（1）の場合、調査基準価格に満たない全ての入札者について、下記の「価格による失格基準」を満たす入札であるかを確認する。確認の結果、同基準額に満たない全ての入札者については落札者とししない。

項目	算定式	価格による失格基準
直接工事費	本市設計金額の 90%	左記の合計金額未満
共通仮設費	本市設計金額の 80%	
現場管理費	本市設計金額の 80%	
一般管理費等	本市設計金額の 30%	

- （3）（2）により低入札価格調査対象者が同基準額を満たしている場合に、別途定める低入札価格根拠資料（本市指定様式）の提出を求める。

なお、調査基準価格及び価格による失格基準の算定項目は次のとおりとする。

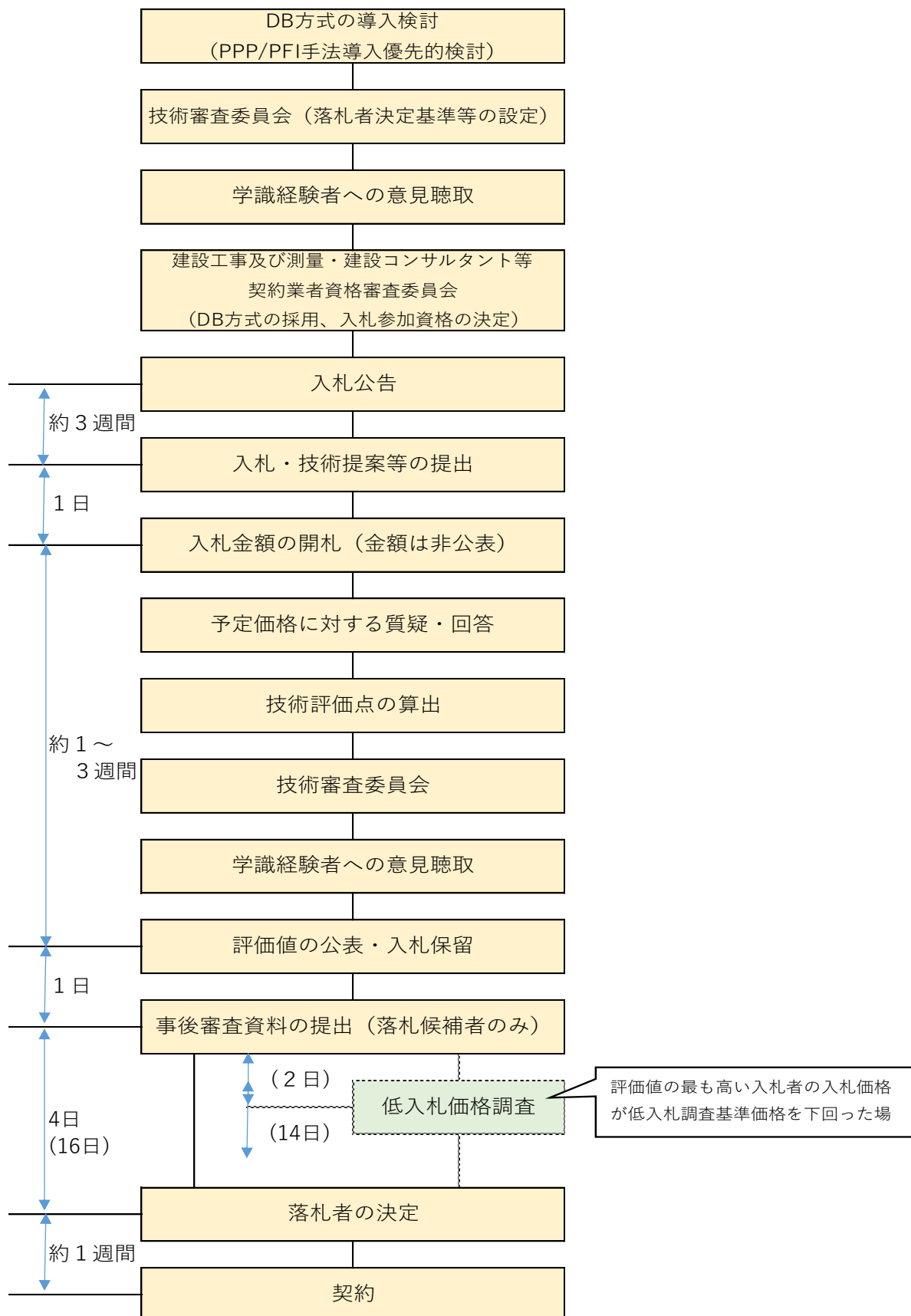
「調査基準価格」及び「価格による失格基準」にかかる算定項目	算定項目に対応する費目	
	設計業務委託費	工事費
直接工事費	直接人件費 特別経費（直接経費）	直接工事費
共通仮設費	—	共通仮設費
現場管理費	技術料等経費（その他原価）	現場管理費
一般管理費等	諸経費（一般管理費等）	一般管理費等

※設計・工事種目に応じて記載すること

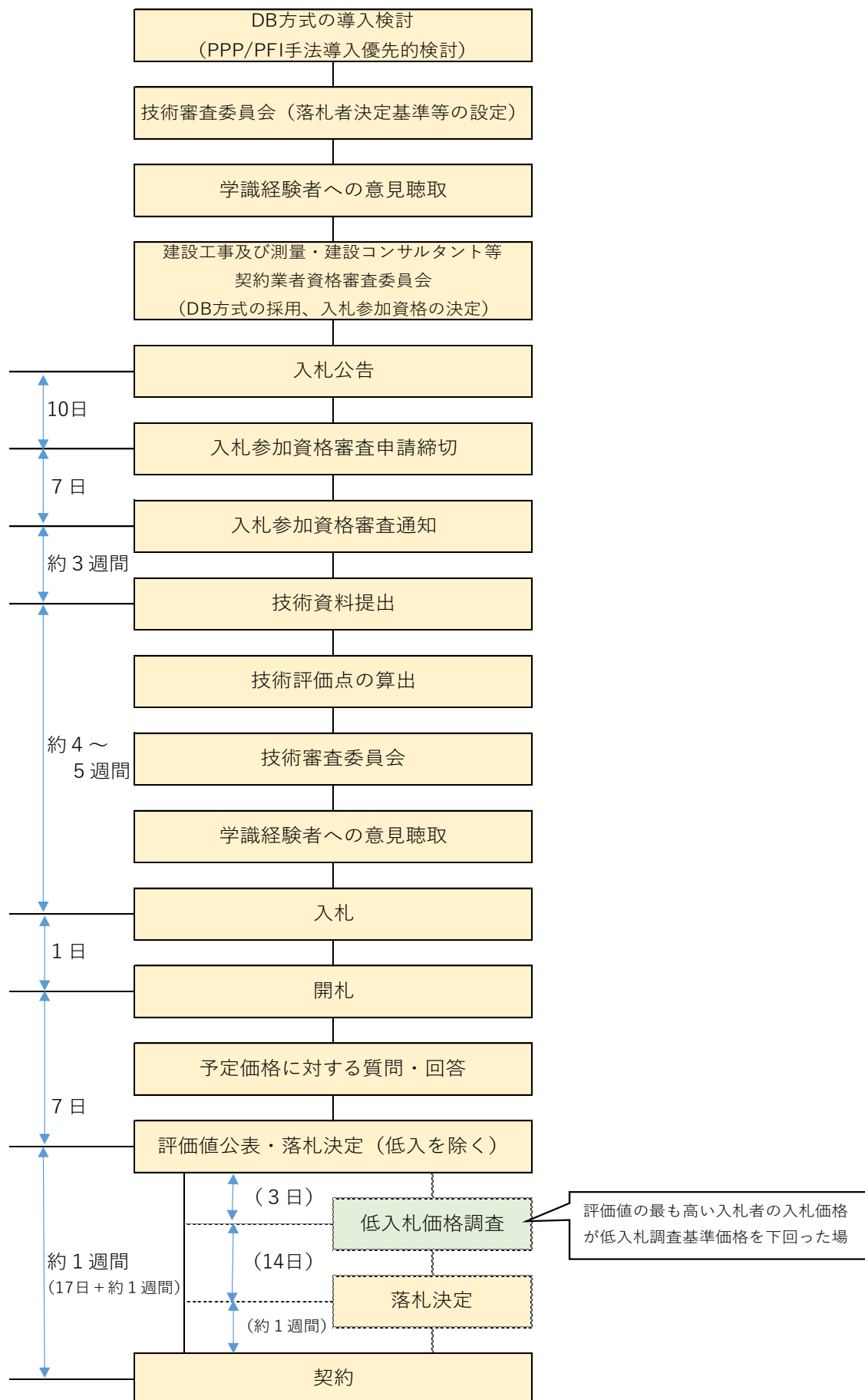
6. 標準発注フロー

DB方式等を実施する場合の標準的な手続きは、以下のとおりとする。

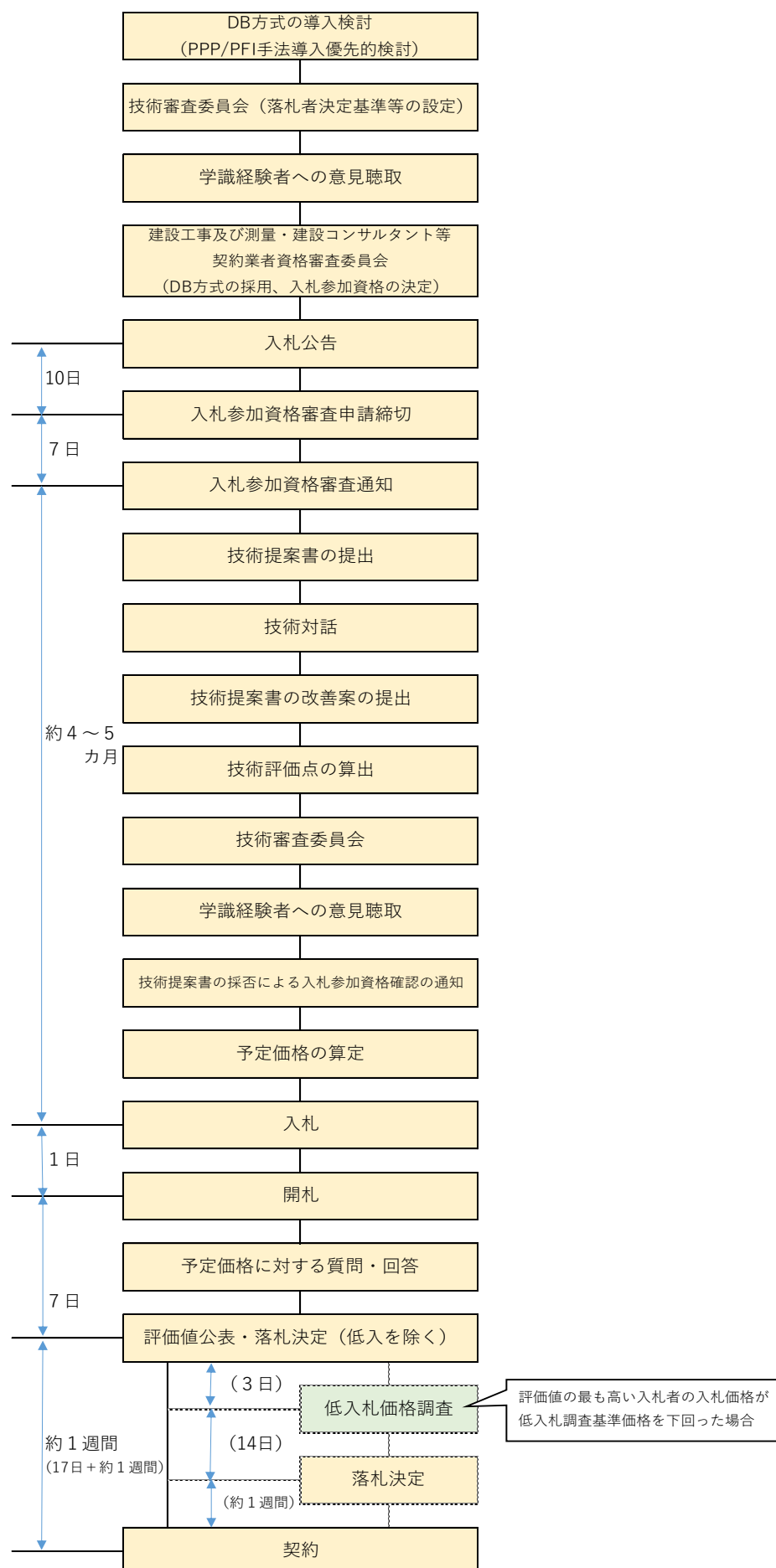
簡易型における事務の流れ（事後審査型制限付一般競争入札）



標準型における事務の流れ（一般競争入札）



高度技術提案型における事務の流れ（一般競争入札）



(引用／総合評価ガイドライン：8 (2) 中立かつ公正な審査・評価の確保)

総合評価落札方式の適用においては、技術提案の審査・評価にあたって、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要がある。

① 技術審査委員会の設置

総合評価落札方式における技術提案等の審査・評価等を中立かつ公正に行うため、当該工事を主管する所属に技術審査委員会を設置する。各主管局において委員会設置要綱を策定し、委員会には、個別案件の設計担当課以外の複数の課長級以上の職員が含まれることとなるように考慮するものとする。

(所掌事務)

- ・総合評価落札方式を適用する工事の決定
- ・簡易型、標準型又は高度技術提案型による場合の落札者決定基準の決定
- ・簡易型、標準型又は高度技術提案型による場合の技術提案等の審査・評価
- ・その他審議を要すると認める事項

② 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項および第5項により、次の内容についてあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。

- ・落札者決定基準を定めようとするとき
- ・落札者を決定するとき。ただし、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見があった場合に限る。

ア 学識経験者の選定

本市においては、次に該当する学識経験者2名以上の意見を聴くものとする。

- ・価格以外の要素として業者の技術的能力を評価するため、建築、土木等の技術の専門家（公共工事の発注者としての実務経験を有する者を含む。）を含めるものとする。
- ・本市および入札に参加する業者と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公正性に欠けるものとならないよう考慮するものとする。

イ 意見聴取の方法

意見聴取の方法は、学識経験者を招き会議形式で意見聴取する方法、個別に意見聴取する方法が考えられる。案件の難易度や聴取する内容等に応じて選択するものとする。

③ 契約業者資格審査委員会

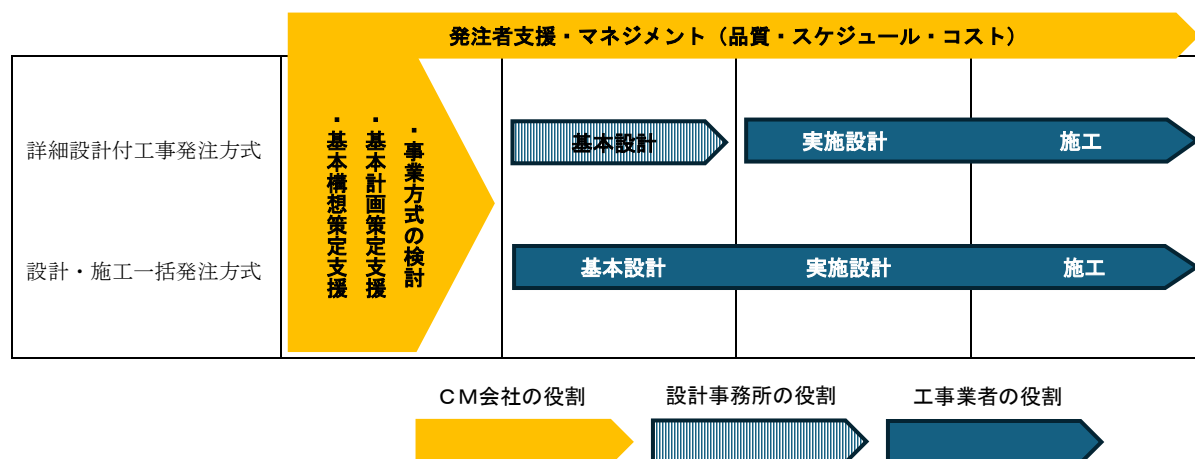
入札に参加する者に必要な資格の決定については、建設工事及び測量・建設コンサルタント等契約業者資格審査委員会設置規程に基づき調査、審議を行う。

7. その他（CM方式の活用）

発注関係事務を発注者が実施する上で支援が必要な場合は、発注者における体制確保を図る方式としてCM方式を活用することも有効である。

7-1 CM方式（コンストラクションマネジメント方式）とは

建設生産に関わるプロジェクトにおいて、CMR（コンストラクションマネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うもの。



CMRのマネジメント業務（主な内容）

設計段階	①設計候補者の評価、②設計の検討支援、③設計V E、等
発注段階	①発注区分・発注方式の提案、②施工者の公募・評価、③工事価格算出の支援、④契約書類の作成・アドバイス、等
施工段階	①施工者間の調整、②工程計画の作成及び工程管理、③施工者が作成する施工図のチェック、④施工者が行う品質管理のチェック、⑤コスト管理、⑥発注者に対する工事経過報告、⑦文書管理、等

7-2 CM方式の効果等

- 複数工事の工区間調整や関係機関等との協議等において、発注者の職員の代わりに、CMRが助言・提案・資料作成等を実施することで発注者を補完できる。
- 設計業務・工事等の経験の少ない監督職員が、高度な技術力を要する判断・意思決定を行う必要がある場合に、CMRが適切な助言・提案・資料作成等を実施することで発注者を補完できる。
- 本市の監督職員が、高度な専門技術力を持つCMRとともに設計業務・工事等の監督を実施することで、監督職員としての技術力向上が期待できる。
- CMRからの地元業者に対する書類作成や施工上の助言を通じて、地元業者の技術力の向上が期待できる。
- 最終的な判断・意思決定までのプロセスにCMRが参画することで、透明性・説明性の向上が期待できる。

7-3 CM方式採用時の留意点

設計業務・工事等の監督に関して、発注者とCMRそれぞれの権限範囲について明確化し、その内容を設計業務・工事の受注者に対して明示・周知する必要があることに留意する。